

令和4年9月26日

## 令和4年度火薬類取扱保安責任者試験について

令和4年9月4日に実施しました甲種火薬類取扱保安責任者試験の「火薬類取締に関する法令」の問題において、不適切な出題が認められました。このため、当協会に設置されている試験委員会において検討した結果、問19については受験者全員を正答として扱うことといたしました。 受験者をはじめ関係者の皆様には大変なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 不適切であった問題

[火薬類取締に関する法令]

問19 次の記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。(1)～(6)の中から選べ。

イ. 略

ロ. 略

ハ. 半導体集積回路を組み込んでいない電気雷管を使用した電気発破において、装填された火薬類が点火後爆発しなかったので、発破母線を点火器から取り外してその端を短絡させておき、かつ、当該雷管に再点火ができないように措置を講じ、当該作業者は点火後5分経過してから装填箇所に接近した。

ニ. 略

(1)イ、ロ (2)イ、ハ (3)イ、ニ (4)ロ、ハ (5)ロ、ニ (6)ハ、ニ

上記問題の正解は、(6)ハ、ニとして出題した。しかしながら「ハ」については、火薬類取締法施行規則第55条第1項第2号及び3号において、当該雷管に再点火ができないように措置を講じた後5分以上経過した後でなければ火薬類装填箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させない。旨を規定しており「点火後5分経過してから」は不正解であることから、当該設問としては正解選択肢がなく、試験問題として不適切であった。

[参照条文] 火薬類取締法施行規則

第55条第1項

一 ガス導管発破の場合には、ガス導管内の爆発性ガスを不活性ガスで完全に置換し、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。

二 電気雷管によつた場合には、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火ができないように措置を講ずること。

三 ガス導管発破の場合には第一号の措置、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によった場合には前号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によった場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所へ接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。